



# 交通安全ニュース

H30. 12. 26

No.30-8

香川県警察本部  
交通部

後部座席  
を含め

## 全ての座席でシートベルトを着用しましょう！

全ての座席においてシートベルトの着用義務が課せられています。(道路交通法第71条の3)

### 後部座席のシートベルト、着用しないとこんなに危険！

- ▶ **車内で全身を強打する**可能性があります。  
仮に、時速 60km で進んでいる車が壁等に激突した場合、高さ 14m のビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。
- ▶ **車外に放り出される**可能性があります。  
後部座席乗員が車外へ放出される割合は、着用時の**約 13 倍！**
- ▶ **前席の人が被害を受ける**可能性があります。  
前席乗員が頭部に重傷を負う割合は、着用時の**約 51 倍！**



運転ありがとう、  
後ろでも、締めるね。

★カチャッ★

後部座席でのシートベルトの着用は、自分自身だけではなく、同乗している家族や友達を守ります。

★ 車に乗ったら前席も後席もシートベルトを正しく着用しましょう ★

※6歳未満の子供や、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させましょう。

親しき仲にも **ベルト** あり